

賃金等の変動に対する工事請負契約約款第21条第6項（インフレスライド条項）の運用について（受注者が契約金額の変更を希望する場合の取扱い）

1 適用対象工事

残工期（基準日から工期の末日までの期間をいう。）が2月以上ある工事
基準日までに、工期を変更する仮契約を締結している場合及び先行指示等により工期の延長が明らかな場合は、これらの工期の延長期間を考慮することができる。

2 基準日の定義

基準日は、請求日（契約約款第21条第6項の規定により契約金額の変更を請求する書面を提出した日をいう。以下同じ。）と同じ日とする。ただし、請求日から起算して14日以内の範囲で区と受注者とが協議して定める日とすることができる。

3 変更額の算定方法

(1) 契約金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、次の算式により算定する。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100)]$$

この式において、S、P1及びP2は、それぞれ次の額を表す。

S : スライド額

P1 : 変動前残工事金額（契約金額から基準日における既済部分に相應する契約金額を控除した額）

* $P1 = (\text{落札率}) \times Z1$ （区の積算金額から基準日における既済部分に相應する積算金額を控除した額）

P2 : 変動後残工事金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相應する額）

* $P2 = (\text{落札率}) \times Z2$ （変動後の賃金又は物価を基礎として算出したZ1に相當する額）

(2) P1及びZ1の算出に用いる単価は、起工時における墨田区の積算単価とする。

(3) P2及びZ2は、基準日の物価指数等（積算に使用する単価の変動率）により定めるが、区と受注者との協議により、双方で合意した場合は、別途の物価指数等を用いることができる。また、P2及びZ2を算出する際に用いる単価は、基準日における墨田区の積算単価とする。

4 残工事量の算定

(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、工事設計内訳書等に対応して行う。

(2) 現場搬入材料については、監督員が搬入を確認したものは出来形数量として取り扱う。

(3) 工事設計内訳書等で一式計上した仮設工等についても出来形の対象とする場合、その数量は、区の積算に係る数量とする。

(4) 受注者の責めに帰すべき事由により工事が遅延していると認められる部分は、出来形に含める。

5 契約金額変更の請求

(1) 受注者は、契約約款第21条第6項の規定により契約金額の変更を請求する書面に区（工事担当課）が必要と認める書類を添付して、これらを区（工事担当課）に提出することとする。

(2) 契約金額変更の請求は、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更が行われるまでに行う。

（ 平成26年2月20日25墨総契第947号
改正 平成26年12月12日26墨総契第754号 ）

賃金等の変動に対する工事請負契約書第20条第7項（インフレスライド条項）の運用について（受注者が契約金額の変更を希望する場合の取扱い）

1 適用対象工事

残工期（基準日から工期の末日までの期間をいう。）が2月以上ある工事
基準日までに、工期を変更する仮契約を締結している場合及び先行指示等により工期の延長が明らかな場合は、これらの工期の延長期間を考慮することができる。

2 基準日の定義

基準日は、請求日（契約条項第20条第7項の規定による協議を請求する書面を提出した日をいう。以下同じ。）と同じ日とする。ただし、請求日から起算して14日以内の範囲で区と受注者とが協議して定める日とすることができる。

3 変更額の算定方法

(1) 契約金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、次の算式により算定する。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100)]$$

この式において、S、P1及びP2は、それぞれ次の額を表す。

S : スライド額

P1 : 変動前残工事金額（契約金額から基準日における既済部分に相應する契約金額を控除した額）

* $P1 = (\text{落札率}) \times Z1$ （区の積算金額から基準日における既済部分に相應する積算金額を控除した額）

P2 : 変動後残工事金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相應する額）

* $P2 = (\text{落札率}) \times Z2$ （変動後の賃金又は物価を基礎として算出したZ1に相當する額）

(2) P1及びZ1の算出に用いる単価は、起工時における墨田区の積算単価とする。

(3) P2及びZ2は、基準日の物価指数等（積算に使用する単価の変動率）により定めるが、区と受注者との協議により、双方で合意した場合は、別途の物価指数等を用いることができる。また、P2及びZ2を算出する際に用いる単価は、基準日における墨田区の積算単価とする。

4 残工事量の算定

(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、工事設計内訳書等に対応して行う。

(2) 現場搬入材料については、監督員が搬入を確認したものは出来形数量として取り扱う。

- (3) 工事設計内訳書等で一式計上した仮設工等についても出来形の対象とする場合、その数量は、区の積算に係る数量とする。
- (4) 受注者の責めに帰すべき事由により工事が遅延していると認められる部分は、出来形に含める。

5 協議の請求

- (1) 受注者は、契約条項第20条第7項及び第8項の規定による協議を請求する書面に区（工事担当課）が必要と認める書類を添付して、これらを区（工事担当課）に提出することとする。
- (2) 協議の請求は、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更が行われるまでに行う。